

平成 25 年 12 月 16 日

盛岡市議会議員 各位

盛岡市保健所長 高橋 清実

「味付けゆで卵」に係る指定外添加物の使用について

1 事案の探知

平成 25 年 10 月 1 日、当保健所に「有限会社岩手ファームで製造している『味付けゆでたまご』」に使用してはいけない添加物を使用している旨の情報が入りました。

2 原因調査及び結果

保健所で施設立入及び収去検査を行い、検査機関に検査を依頼し、当該製品から指定外添加物である動物用医薬品（塩化ジデシルジメチルアンモニウム）が基準値を上回って検出されました。

本件について、当該製品の製造工程において同薬品が添加されていたことが確認されました。

- (1) 製品名 味付けゆでたまご
- (2) 違反添加物 動物用医薬品（塩化ジデシルジメチルアンモニウム）
- (3) 営業施設

- 施設名称 : 食品加工場
- 営業者 : 有限会社岩手ファーム
- 許可業種 : そうざい製造業
- 施設所在地 : 盛岡市

3 保健所の措置

盛岡市保健所は原因施設の営業者に対し、本日から食品衛生法第 10 条違反（指定外添加物の使用）に基づき営業禁止処分としました。

《参考》

塩化ジデシルジメチルアンモニウムとは、主に畜・鶏舎等の消毒や、鶏舎における病気蔓延時に養鶏に対し直接噴霧・又は経口摂取させる消毒・殺菌剤です。なお、同薬品の経口摂取による健康影響は、現在のところ確認されていません。

※収去検査とは・・・食品衛生法に基づいて食品衛生監視員が食品関係施設に立ち入り、試験検査をするために必要最小量の食品や食品添加物等は無償で持ち帰り検査することをいいます。

照会先：盛岡市保健所生活衛生課長 TEL 603-8311